

參考資料

1 用語解説

【ア行】

アクセス

近づく方法・接近などの意味で主要施設への連絡、又はその手段。

入会山・入会地

村落共同体等が、主として山林原野において土地を総有などし、伐木・採草・キノコ狩りのなどの共同利用を行う慣習的な物権。入会権が設定された土地

NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。1998年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（NPO法）が成立した。

【カ行】

環境共生

自然環境と人間社会が相互に作用し合い、補い合って生活する状態。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地の相互間の交通を主として受け持つ道路。

景観計画

景観行政団体が景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針に基づき、届出、勧告の基準や、景観形成上重要な公共施設の位置づけ、整備の方針等をまとめる計画。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律。

景観保存地区

山梨県自然環境保全条例の規定により、自然環境保全地区として指定された地区の一種。

建築確認申請

建築基準法 第6条に基づく申請行為。法に定められた建築物若しくは都市計画区域内、知事の指定する区域等の地域において、建築しようとする場合、建築主は申請書により建築確認を受けて、確認済証の交付を受けなければ建築することができない。

建築形態制限

周辺の環境に支障がないようにするための建築物の大きさ、高さなどの制限。建ぺい率、容積率、道路斜線、隣地斜線、壁面位置等の制限などがある。都市計画区域若しくは知事の指定する区域等においては、建築基準法に基づく形態制限が行われる。

建築工事届

建築基準法第15条の規定により、国が統計資料を作成するために建築物（床面積の合計が10㎡以内のものは除く）の新築、増改築、移転に関する知事への届出制度

建ペイ率

建築面積（概ね 1 階の面積）の敷地面積に対する割合（通常「パーセント」で表示）のこと。

公園

市民の休息、遊戯、レクリエーションなどに供し、併せて避難場所などとして利用するために設けられた公共施設としての庭園・広場または自然保護等を目的に定めた地域。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会・地域社会。まちづくりでは、住民相互のコミュニケーションが図られ、住民や家族の生活がより豊かなものへと広がった地域社会という意味合いを持つ。

コンパクト

小型で中身が充実していること。まちづくりでは、拡大・拡散と反対の意味合いを持っている。

コンセプト

概念。物事の概括的な意味のこと。ある事柄に対して共通事項を包括し、抽象・普遍化した意味内容を頭の中であらえたもの。

【サ行】

里地・里山

都市と自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林と農地、ため池、草原等で構成される地域。

里地里山に生きる生物は、人間が作り出した自然環境で生きており、このため、近年、里地里山を回復することが重要と考えられている。

市街地開発事業

総合的な計画に基づき公共施設の整備あわせ、宅地や建築物の整備を行う、土地区画整理事業などの面的な市街地の開発事業。

自然公園指定地域

自然公園法により、優れた自然の風景地の保護、その利用の増進、保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するために定められた地域

特別地域、特別保護地区、普通地域等があり、特別地区、特別保護地区等では、開発等を許可制とし、普通地域では農林業、その他の産業活動も許容しているため、開発等（工作物の新築・改築、特別地域の河川・湖沼へ影響を及ぼすこと、広告の掲示、水面の埋立・干拓、鉱物の掘採、土地形状の変更等）を届出制としている。

集落営農

集落のような地縁集団を単位として、農業生産過程の一部またはすべてを共同で行うこと。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

商圈

店舗に來客する消費者の地理的な居住範囲。商圈は、施設からの距離だけでなく、交通事情による所要時間、施設の業態や取扱商品との関連を踏まえて設定される。近年、インターネットビジネスにより物理的な制約が取り払われたことで、商圈の概念がグローバルに広がったとされる。

針広混交林

針葉樹と広葉樹の交じり合った森林。一般に、樹種・林齢等が異なる混交林は水土保持能力が高いなどの公益的機能を持つとされる。

水源涵養

雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の流量を調節すること。

生産労働人口

年齢別人口のうち労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口層。これに対し 15 歳未満の年少人口と、65 歳以上の老年人口を合わせたものを被扶養人口という。

ゾーン

計画などに用いる区域や範囲。

【タ行】

代償植生

自然植生に対する言葉で、人間の活動（焼畑、火入れ、開墾、干拓、伐採、植林など）によってその土地本来の植生（自然植生）に代わって生じた植生のこと。

コナラ林に代表される里地、里山を形成する代償植生は、長期間に渡って維持され、生物も多数存在するが、近年、生物多様性維持の面から適正な維持管理が問題視されている。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき知事が定める地域森林計画にかかる民有林で、国有林以外の森林。

地域森林計画対象民有林（保安林を除く。）においては、原則として面積 1 ha 以上の土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為は、知事の許可を受けなければならない。

都市計画区域

市町村の中心市街地を含み、一体の都市として総合的に整備や開発、保全する必要がある区域として都市計画法等の適用を受ける土地の範囲をいい、県が指定する。

都市計画区域内には、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域、市街化を抑制する市街化調整区域に区分される線引き都市計画区域と、非線引き都市計画区域があり、区域に応じた開発許可制度が適用される。また、建築基準法の集団規定は、建築物を集団としてとらえるという観点から、都市計画区域内に限って必要な制限として適用される。なお、法改正で準都市計画区域が創設され、同区域は、土地利用の保全を目的として非線引き区域と同程度の土地利用制限が行われる。

都市計画法

都市の健全な発展等を目的とする法律。

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める法律。

都市・農村交流

都市と農村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来

を活発にする取り組み。農山村における長期滞在型休暇や定住・半定住等も含み、都市と農村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指すもの。

【ナ行】

ネットワーク

網状組織、つながりの意味。ここでは、複数の公園や道路など、施設間の連携を図ることにより、全体としては、個々で持つ能力の総和以上の効果や効率を生む体系。

農地転用

農地を農地以外の目的に転用すること。

農地を農地以外の目的に転用する場合は、農地法第4条・第5条により農林水産大臣（原則として4ヘクタールを超える場合）、都道府県知事（4ヘクタール以下）の許可が必要である。

農業振興地域

農業経営に関する基本的条件の現状及び将来の見通しに照らし、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて、県知事が指定する地域。

農振法・農業振興地域の整備に関する法律

総合的に農業の振興を図る必要がある地域について、地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする法律。

農村工業導入促進法

農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者の就業の促進、並びに農業構造の改善を促進するための措置を講ずることを目的とする法律。この法に基づく「農村地域工業等導入実施計画」を策定すると、その地区内に立地する企業が税制上や農地転用等についての優遇措置を受けられる。

農用地区域

農業振興地域内に指定される区域で、農業に利用すべき土地として市町村が策定する農業振興地域整備計画で定める区域。

【ハ行】

パークアンドライド（パークアンドレールライド）

最寄り駅までマイカーで行き、そこから鉄道に乗って通勤通学をする方法。

マイカーから鉄道に乗り換えることにより、都市中心部に向かうマイカーが減少すれば、交通混雑の解消やバス等の走行環境も良くなるなどのメリットがある。また、マイカーによる二酸化炭素等の排出量を抑制することができる。同様にパークアンドバスライドという方法もある。

微気候

住まいとその周辺に限った局地的な気候のこと。建物の設計や植物に影響を受けるため、温度も湿度も風も、広範囲の気象や気候とは微妙に異なる。

保安林

公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林。農林水産大臣または県知事が森林法第 25 条に基づき指定する。

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林など 17 種の保安林があり、保安林に指定されると立木の伐採、土地の形質の変更（掘削、盛土等）、下草・落葉・土石・樹根の採取等に関しては県知事への届出又は許可が必要となる。

【マ行】

まちづくり交付金

国が市町村の策定する都市再生整備計画に対して総合的に支援することを目的として支出する交付金。平成 22 年度より、まちづくり交付金は社会資本整備総合交付金に統合され、社会資本整備総合交付金の基幹事業に「都市再生整備計画事業」として位置づけられる。

水環境

自然的要素のうち、河川・湖沼など、水に関わる状態やその生物を取り巻く状況。

木質バイオマス

木材からなるバイオマス。

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のこと。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生する林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあり、それぞれの特徴にあった利用を進める必要がある。

【ヤ行】

容積率

建築物の各階の合計面積（延べ床の面積）の敷地面積に対する割合（通常「パーセント」で表示）のこと。

用途地域

市街地の環境を保つとともに機能的なまちづくりのために、建築できる建物の種類、用途の制限を定めた都市計画法による 12 種類のエリア。

2 まちづくり研究会・策定委員会等委員名簿

(1) まちづくり研究会委員名簿

(順不同・敬称略/平成20年12月現在)

氏名	地区名
木村智恵美	明野町
篠原 計司	明野町
雨宮 正行	須玉町
松野 弘太	須玉町
明石 益夫	須玉町
坂本 基可	高根町
八巻美弥子	高根町
齋藤 一紀	高根町
杉田 正一	高根町
内田 安雄	長坂町
三井 俊文	長坂町
浅川 正樹	大泉町
小池 次郎	大泉町
内田 愛子	大泉町
中村 大補	大泉町
原 順子	大泉町
市川 健一	小淵沢町
久保 秀博	小淵沢町
小林 伸一	小淵沢町
小野 光一	白州町
長坂 治	白州町
刃刀三恵子	武川町
中山 尚武	武川町



第1回まちづくり研究会



第2回まちづくり研究会



第5回まちづくり研究会



第7回まちづくり研究会



第9回まちづくり研究会

(2) まちづくり計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

所 属	職 名 等	名 前	備 考
学識経験者	山梨大学 大学院 准教授	大 山 勲	会長
関係行政機関	山梨県 都市計画課課長補佐	樋 口 有 恒	
各種団体代表	地域委員 (明野)	馬 場 君 忠	
	地域委員 (須玉)	渡 辺 助 直	
	地域委員 (高根)	仲 田 邦 男	
	地域委員 (長坂)	草 野 香 壽 恵	副会長
	地域委員 (大泉)	三 井 高 秀	
	地域委員 (小淵沢)	伊 藤 武	
	地域委員 (白州)	吉 田 恵 美 子	
	地域委員 (武川)	小 澤 源 七 老	
	消防団	松 野 実	
	農業委員会	細 田 静 雄	
	商工会	内 田 安 雄	
	観光協会	村 松 均	
	土地利用審議会	武 藤 長 正	
	峡北森林組合	藤 原 忠 直	
まちづくり 研究会代表	まちづくり研究会	内 田 愛 子	
	まちづくり研究会	小 林 伸 一	
	まちづくり研究会	長 坂 治	
行政代表	建設部長	浅 川 和 徳	平成20年度
		深 沢 朝 男	平成21年度



第1回策定委員会



第2回策定委員会



第3回策定委員会



第4回策定委員会



第5回策定委員会



第6回策定委員会

(3) まちづくり審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	役 職	氏 名
学識を有する者	山梨大学 大学院 准教授	大 山 勲
	前景観計画策定委員 (明野)	柴 山 裕 子
	前まちづくり計画策定委員 (須玉)	藤 原 忠 直
	前まちづくり計画策定委員 (高根)	仲 田 邦 男
	前まちづくり計画策定委員 (長坂)	草 野 香 壽 恵
	前景観計画策定委員 (大泉)	藤 森 征 雄
	前景観計画策定委員 (小淵沢)	小 林 千 鶴 子
	前まちづくり計画策定委員 (白州)	高 垣 直 視
一般公募		小 澤 源 七 老
		齋 藤 一 紀
		原 徹 男
関係行政機関	山梨県 美しい県土づくり推進室長	東 山 正 美
	山梨県 都市計画課 課長補佐	山 口 雅 典
北杜市		樋 口 有 恒
	建設部長	深 沢 朝 男



第1回まちづくり審議会



第2回まちづくり審議会



第3回まちづくり審議会

(4) 庁内策定体制

庁内関係各課^{※1}

- 政策秘書課 (政策調整担当)
- 総 務 部 総務課 (総務担当)、地域創造課 (地域づくり・交流担当)、税務課 (資産税担当)
- 企 画 部 企画課 (行革担当、企画担当)
- 保健福祉部 市民福祉課 (福祉担当)
- 生活環境部 環境課 (環境担当)、上水道課 (管理担当)、下水道課 (管理担当)
- 産業観光部 農政課 (農政担当、計画・管理担当)、林政課 (林政担当、森林整備担当)、
商工課 (商工企画担当)、観光課 (観光企画担当)
- 建 設 部 土地政策課 (開発指導担当、まちづくり担当)、建築住宅課 (住宅整備担当)、
道路河川課 (計画担当、道路河川整備担当、用地管理担当)
- 教育委員会 教育総務課 (総務担当)、生涯学習課 (文化財担当)
- 農業委員会 事務局

事務局 (担当課) ^{※2}

まちづくり推進課

※1 各課の名称等は平成20年度時点の組織です。

※2 平成18年度～平成21年度は土地政策課、平成22年度からはまちづくり推進課